

平成 26 年 9 月 25 日（木曜日）

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

（第 7 日目）

平成26年9月25日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (魚 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 課 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 兼 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君

監査委員会部局

代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事務局長

阿部明広君

事務局職員出席者

事務局長

芳賀俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

議事日程 第7号

平成26年9月25日(木曜日)

午後3時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 平成25年度決算審査特別委員会報告
- 第 4 認定第 1号 平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 2号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 3号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 4号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 5号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 6号 平成25年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 7号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 8号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 9号 平成25年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

- 第13 認定第 10号 平成25年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第14 認定第 11号 平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 第15 議案第118号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第119号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第120号 業務委託契約の締結について
- 第18 発議第 3号 軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について
- 第19 発議第 4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 第20 閉会中の継続調査申し出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

午後3時30分 開議

○議長（星 喜美男君） 決算審査特別委員会、大変ご苦労さまでございました。

本会議のほうもひとつよろしくをお願いします。

ここで総務課長から発言の申し出がありましたので、許可します。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議員の皆様のお手元に、議会議案その2、従前に一度お配りした内容を差しかえさせていただいてございます。

その理由でございますけれども、議案第118号、志津川中学校の改修工事の工事請負契約の締結の議案ですけれども、この契約相手方の代表取締役が従前の議案調整後、変更があった旨通知の連絡がありましたので、直ちに議会議案、修正させていただきまして差しかえとさせていただきます。

おわび申し上げますとともに、よろしくお取り計らい願いたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議数員は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において14番三浦清人君、15番山内孝樹君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、町長提出議案3件、議員提出議案2件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 平成25年度決算審査特別委員会報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、平成25年度決算審査特別委員会報告を行います。

平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員長報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については各会計ごとに行います。

以上で、平成25年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第4 認定第1号 平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、認定第1号平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5 認定第2号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、認定第2号平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6 認定第3号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、認定第3号平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第3号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 認定第4号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、認定第4号平成25年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第4号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 認定第5号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、認定第5号平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第5号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 認定第6号 平成25年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、認定第6号平成25年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第6号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 認定第7号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、認定第7号平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第7号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第8号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、認定第8号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第8号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第9号 平成25年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、認定第9号平成25年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第9号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第10号 平成25年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、認定第10号平成25年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第10号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 認定第11号 平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、認定第11号平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成25年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第11号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15 議案第118号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第118号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第118号工事請負契約の締結についてご説

明申し上げます。

本案は、志津川中学校学校施設環境改善工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから、議案第118号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成26年度志津川中学校学校施設環境改善工事でございます。

工事場所は南三陸町志津川字助作地内となっております。

工事概要でございますけれども、校舎外部のクラック及び剝離、それから欠損箇所の補修、それから屋上の防水の改修、それから屋根が経年劣化で大分老朽化しておりますので、現在の屋根を残し、その上に新たに屋根材をかぶせるという工事になります。それから、サッシにつきましても施工後30年を経過しているということで、ほとんどが劣化をしているということで、サッシ類の全てを交換。それから、ガラスにつきましても、破損時のけがの防止等を含めまして強化ガラスにかえるということになります。それから、内部につきましては、内部にある家具の地震等による転倒の防止、それからつり下げ金具、具体的に申し上げますとテレビ、それから黒板の前にあります照明が天井からつるされていると。その落下防止工事をすると。以上の工事を実施するものでございます。

入札状況につきましては、4番から10番まで記載のとおりでございます。

工期につきましては、本契約締結の翌日から平成27年2月28日としておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第118号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第119号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第119号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第119号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した寄木・葦の浜地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第119号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料その2の5ページをお開き願いたいと思います。

寄木・葦の浜団地につきましては、造成面積が約2.5ヘクタール、41区画分の造成工事を行っております。

当該団地の工事におきましては、ことし3月の臨時会におきまして、硬岩の掘削に関する工法の変更により変更契約を締結した経緯がございます。当時の時点におきまして、硬岩の掘削範囲をこの図面の青色の範囲と推測し、量的には1万7,000立米程度と見込んでございませ

たが、実際の硬岩の平面的な範囲につきましては赤色で示したとおりでございますが、6ページに断面図も添付させていただいておりますが、硬岩の数量が当初推定より1,990立米、約2,000立米ほどふえることになりましたことから、増額の変更となります。

増額の岩掘削の増による増額は6,400万円程度でございますが、残土運搬の距離が減ったことなどを差し引いた額の2,743万9,560円を増額するものでございます。

なお、工期につきましても、現在残工事の詳細工程を調整しているところでございますが、硬岩のボリュームがふえたということから、1カ月程度、工事そのものの工期の延長を予定したいというふうに考えております。

地元の入居予定者には既にご説明をしておりますが、いずれにしましても当初示しております土地の引き渡し時期、ことしの12月末及び1月初旬という部分につきましては、確定測量を迅速に行うなど作業を詰める部分は詰めて、その時期については堅持していきたいというふうなことで考えてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 一番の強度の関係で、ほかの市町村でもいろいろ出ているようですが、この調査が不十分だったんじゃないかと。ここは特に2回目ですので、その点はどうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） お尋ねの点については、地盤調査の部分ということで、当初ボーリングをやっているときから、一定量の岩の推定量というものは推測をしております。ただ、実際にボーリング調査は点でやっているということで、面的にどれぐらいあるか、断面的にどうなのかといった部分は、その点で調査したところしかわかりませんので、実際は掘って行って初めてその量というものが特定されるというものになります。

なお、強度的なものにつきましては、これもやっぱり点でやりますので、当初大型ブレイカーというもので砕いて掘削を進めるという工法で行ってございましたが、硬岩のかたさというものが想定よりも非常にかたいということで、工法変更したということで、3月の臨時会で変更契約をした経緯がございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今後、このようなことができるだけ起こらないように、面で調査の点

をもっとふやすことはできないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今後ということで、この団地についてはもうこれ以上出ることはないと思いますが、ほかの団地につきましても、5ヘクタール、10ヘクタールをどの程度点で調べていけばということにもなりかねます。その日数があれば、逆に言うと早く土砂を出して、岩が想定される部分については岩の対応を図ったほうが、より完成の期日が近くなるというふうに考えてございますので、そこの想定部分をいつまでもやるというよりは、掘削をしつつ工期をとにかく詰めていくということが、最短だろうというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今回はどうなるかわかりませんが、今いろいろ問題になっているのは、この後で問題が起きたときの補償とか、その経費負担をどうするのかというのがいろいろ問題になっているようですけれども、それはどうなりますか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと回答がかみ合わなくて申しわけなかったのですが、今は、この議案は下に入っている岩を掘り出すという趣旨のものでございまして、議員がお尋ねの部分は造成工事が終わった後に宅盤そのものの強度という問題をお尋ねなのかなというふうに思います。当然、この寄木・葎の浜団地は、そういったものでしか掘削ができないこと、逆にかた過ぎるところでございまして、そういった問題が出るというのは余り心配はないというふうに考えてございます。

ただ、ほかの団地におきましても、いずれ各宅地ごとに、完成段階間際で町として調査をいたしまして、その時点でふぐあいの部分がございましたら、町として対策を行って、各入居予定者に引き渡していくということになると思います。

事後の部分につきましては、それぞれのケースに応じて対応していきたいと思いますが、いづれ入居予定されている方につきましては、非常にこの地盤問題に不安感を抱いているようでございますので、説明会等でその部分はちゃんと説明を尽くすような形で対応していきたいと思っておりますし、もしそういったことが生じた場合も、町としてしっかり対応していきたいと、相談にも乗ってきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第120号 業務委託契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第120号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第120号業務委託契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した志津川地区一般国道398号及び一般県道清水浜志津川港線整備事業の実施に係る業務委託契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すべきものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間延長したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって時間延長することといたします。

担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） それでは、議案第120号について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料の8ページをごらんください。

業務委託概要ですが、志津川の区画整理事業地区内で計画されている国道398号、県道清水浜志津川港線で、その箇所を同じ議案参考資料の9ページに国道398号分、10ページに県道清水浜志津川港線分を記載しております。この2路線の工事の一部を町が受託、引き受けて施工するものとなっております。本来であれば道路管理者である県が施工するものですが、県側での工事発注準備のおくれなどから区画整理などの町の事業の工程に影響が及ぶことが懸念されたため、町の事業におくれが生じないよう県と協議し、当該道路に係る工事の一部を町が引き受けて施工することとしたものです。

町が受託する工事内容ですが、議案参考資料の9ページに国道398号分、10ページに県道清水浜志津川港線分を記載しております。それぞれ赤着色で旗上げしている区間の路体や道路の路体、道路の路床盛り土などの土工事となっており、舗装やガードレールなどの道路附属施設の工事は現時点では県が施工することとなっております。

施工期間が、区画整理の工事展開に合わせた施工となることから、平成29年3月31日までを予定しております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議案内容を見ますと、国道、県道ということで、なぜ町が発注者ということかと思っていたのですが、今課長の説明を聞いて、県の発注がおくれていると。町の復興事業に大変影響を及ぼすということで、県のほうが町でやってくれというような、やってくれということか、やらせてもらいたいということかやったのかわかりませんが、いずれにしろ我が町がやるということに、内容はわかりました。

そこで、その契約の方法なんです。随意契約。このURを使わなければならないということが前提になっているのかなのか。事業内容からしてね。普通であればURがやって、それを町が買い取るというようなやり方、造成にしても何にしても。本来、こういう道路の工事なんかは、指名競争入札あるいは一般競争入札等はできなかったのかなのか。その随意契約をした理由です。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） UR都市機構とは、平成24年8月でしたか、東日本大震災にかかる南三陸町の復興事業に当たっては総括的に協力支援いたしますよという前提で、志津川のこの低地部と高台のエリアにつきましては一体的に整備をお願いしますということ

で、覚書のほうを締結しています。それに基づきまして、これまでもさまざまな工事のほうを随意契約とさせていただいている経緯があります。

それで、今回の部分につきましても、道路部分とその隣接する宅地、区画整理のほうの宅地になる部分の造成工事を一体的に施工したほうが効率的かつ工事がふくそうしないということで、1社で施工したほうが効率的にもいいだろうという判断で、そもそも区画整理のほうのかさ上げ工事をUR都市機構で施工しておりますことから、当該道路工事に係る部分につきましても同一施工業者のほうに業務委託をお願いするのが適切だなということで判断しております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第3号 軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正
などを要請する意見書の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第18、発議第3号軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議題を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ただいま事務局を通して朗読したとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第19、発議第4号「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議題を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ただいま事務局を通して朗読したとおりでございますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 閉会中の継続調査申し出について

○議長（星 喜美男君） 日程第20、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する

る特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは9月定例会の閉会に当たりまして、私のほうから一言御礼と挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

9月定例議会、9月9日に開会をいたしました。本日、9月25日まで会期いっぱいを使って17日間、議員の皆様方には慎重なご審議をいただきまして、全議案ご決定を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

大変長丁場の決算議会でもございましたので、議員の皆様方には隅から隅までご丁寧にご審議を賜りましたこと、改めて感謝を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

震災から3年半経過をいたしました。議員の皆様方のさまざまなご指摘も賜りました。そういった部分も含めて、我々として一日も早い復興のために頑張ったいというふうに思いますので、どうか議員の皆様方のこれからもご支援とご協力賜りますように心からお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶にかえたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を述べさせていただきます。

実質11日間にわたっての9月定例会、大変ご苦労さまでございました。決算審査特別委員会、非常に十分に議論が深められたものと思っております。

ただ、震災からの復興という時期もございまして、あわせまして効率性というものを強く求められておることでもございまして、政策を論じるには一般質問等で行うという意識も強く持って今後臨んでいただければ、効率性もさらに高まるのかなという感じがいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変ご苦労さまでございました。

これをもちまして、平成26年第9回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時12分 閉会